

ツイッターでの「いいね」の押下行為と名誉感情侵害

【文献種別】 決定／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和6年2月8日
【事件番号】 令和5年（オ）第176号、令和5年（受）第220号
【事件名】 損害賠償請求上告事件
【裁判結果】 棄却、不受理
【参照法令】 民法709条
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25620204

(公財) 世界人権問題研究センター
専任研究員 上本翔大

事実の概要

1 事案

本件は、X（原告、控訴人、被上告人）が訴外Aから受けた性的暴行の被害に関連して、自由民主党所属の衆議院議員であるY（被告、被控訴人、上告人）がXやXの擁護者を中傷する複数のツイートに「いいね」を押した（以下「本件各押下行為」という）ところ、XがYによる本件各押下行為は自身の名誉感情を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づき、損害賠償金220万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である¹⁾。

なお、本件とは別に、Xは、Aに対し、Aから受けた性的暴行の被害について損害賠償請求訴訟を提起していたところ、報道によれば、本件第一審判決と第二審判決の間の令和4年7月7日に最高裁はAの上告を斥け、AのXに対する損害賠償責任が確定している。

2 下級審の判断

(1) 東京地判令4・3・25（公刊物未登載、LEX/DB25592821）

「ブックマークや備忘の目的で『いいね』が用いられることもある」が、「特段の留保もなく『いいね』が用いられれば、それは対象ツイートに関する何らかの好意的・肯定的な感情を示すために行われたものであることが多く、これを目にする者もそのようなものと受け止めることが多い」。

「本件各押下行為についても、Yが当時自己のアカウント上に『いいね』はブックマークのために押すこともあるなどと記載していたといった事情も認められない以上は、Yの実際の意図ないし目的にかかわらず、Yが本件対象ツイートに関する好意的・肯定的な感情を示したものと一般に受け止められるものであると認めるのが相当である」。

もっとも、「仮に好意的・肯定的な感情を示すために『いいね』が用いられたとしても」、「それ自体からは感情の対象や程度を特定することができず、『いいね』の押下行為は）非常に抽象的、多義的な表現行為にとどまる」。「そうすると、『いいね』を押す行為は、原則として、社会通念上許される限度を超える違法な行為と評価することはできないというべきであって、これが違法と評価される余地が生ずるのは、これによって示される好意的・肯定的な感情の対象及び程度を特定することができ、当該行為それ自体が特定の者に対する侮辱行為と評価することができるか、当該行為が特定の者に対する加害の意図をもって執拗に繰り返されるといった特段の事情がある場合に限られるというべきである」。しかし、本件ではそうした特段の事情はない。

(2) 東京高判令4・10・20（判タ1511号138頁）²⁾

「人の名誉感情を侵害する行為は、それが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には、その人の人格的利益を侵害するものとして不法行為が成立する」。

「『いいね』を押す行為は、その行為をした者の実際の意図ないしは目的はともかく、その行為をした者が当該対象ツイートに関して好意的・肯定的な感情を示したものと一般的に理解されている」としても、「対象ツイートのどの部分に好意的・肯定的な評価をしているかが当然に明確になるというものではない」。「また、『いいね』を押すことは、ブックマークとして使用する場合があるなど、対象ツイートに対する好意的・肯定的な評価をするため以外の目的で使うことがあることも認められる」。「そうすると、当該『いいね』を押す行為が、対象ツイートに対して好意的・肯定的な感情を示したものと認めることができるか否か、そのように認めることができるとしても、具体的にどの部分に好意的・肯定的な感情を示したものと認めることができるかを判断するためには、対象ツイートの記載内容等から、『いいね』を押すことによって対象ツイートのどの部分に好意的・肯定的な評価をしていると理解することができるかを検討する必要があるし、また、『いいね』を押した者と対象ツイートで上げられた者との関係や『いいね』が押されるまでの経緯も検討する必要がある」。

「本件対象ツイートは、いずれも、XやXを擁護するツイートをした『C』を揶揄、中傷し、あるいはXらの人格を貶めるものである」こと、Yは「Xを非難する発言や投稿を繰り返していたところ」、Yによるツイート「を契機に本件対象ツイートがされるや、『いいね』を押した」こと、「Yは、本件対象ツイートのほかにも、Xや『C』を批判、中傷するする〔原文ママ〕多数のツイートについて『いいね』を押している一方で、Yに批判的なツイートについては『いいね』を押していなかった」ことに照らせば、「本件各押下行為は、Xや『C』を侮辱する内容の本件対象ツイートに好意的・肯定的な感情を示すために行われたものであることが優に認められる。同時に、Xに対する揶揄や批判等を繰り返してきたYがXらを侮辱する内容の本件対象ツイートに賛意を示すことは、Xの名誉感情を侵害するものと認めることができる」。

「本件各押下行為は、合計25回と多数回に及んでいる」ことに加え、「Yは、本件各押下行為

をするまでもXに対する揶揄や批判等を繰り返していたことなどに照らせば、Yは、単なる故意にとどまらず、Xの名誉感情を害する意図をもって、本件各押下行為を行ったものと認められる」。「さらに、本件各押下行為は、約11万人ものフォロワーを擁するYのツイッターで行われたものである上」、「Yは国会議員であり、〔原文ママ〕その発言等には一般人とは容易に比較し得ない影響力がある」。「これらの事情に照らすと、本件各押下行為は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認めることができるから、Xの名誉感情を違法に侵害するものとして、Xに対する不法行為を構成する」。

決定の要旨

「民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」。

「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない」。

判例の解説

一 はじめに

これまでにツイートやリツイートが他者の名誉権ないしは名誉感情を侵害するかが論点となった事案はいくつか見られるが³⁾、管見の限り、「いいね」に関する事案は存在しない⁴⁾。そのため、高裁判決は、「いいね」を押した目的の認定方法、どのような事情があれば「いいね」の押下行為が相手方の名誉感情を違法に侵害したと評価されるのか等について、今後の判断の参考となる見解を示したものとして重要である。

二 「いいね」を押した目的の認定方法

地裁判決及び高裁判決が共通して指摘する通り、「いいね」は多様な目的で用いられている。

しかし、ある人が「いいね」を押した目的の認定方法について、両判決は判断を異にする。地裁判決は「いいね」を備忘目的で用いることもある旨の宣明といった特段の留保があるか否かという形式的な要素を重視したように読めるのに対して、高裁判決は「いいね」を押した者と対象ツイートで取り上げられた者との関係や、「いいね」が押されるまでの経緯といった実質的な要素を重視したように読める。

この点について簡単に私見を述べておくと、筆者は高裁判決の判断枠組みが適当であると考えている。それは、形式的側面を強調し過ぎると、「いいね」は常に備忘目的である旨の宣明をしておけば、実際には特定の者に対する加害の意図が第三者には感じられたとしても、「いいね」の押下行為に関する法的責任を負うことはないとの解釈に繋がってしまう危険性があるように思われるからである。確かに、高裁判決の判断枠組みを採用した場合、あてはめの困難さやそれに伴う結論の不透明性という課題は生じうる。この点については、地裁判決の判断枠組みの方が優れているように見える。だが、表現の自由とプライバシー権の衝突が問題となった事案（たとえば、長良川事件（最判平15・3・14民集57巻3号229頁）、ノンフィクション『逆転』事件（最判平6・2・8民集48巻2号149頁））では、いずれの法的利益が優越するかは諸事情を比較衡量すれば判断できるとされている。これは一例にすぎないが、あくまでもそれを前提にすると、「いいね」を押した目的を認定する場合に高裁判決のような判断枠組みを採用することにも大きな障害はないのではないかと（つまり、前記のような課題はそれほど問題にはならない）。

もっとも、高裁判決で考慮された要素で必要十分であったか、それとも更なる精緻化が必要かについては不断の検討が求められるだろう。たとえば、現在のXのように誰に知られることもなく任意に投稿を保存できるブックマーク機能が備わっている場合、このことを、本件「いいね」は備忘目的であるとの主張に対する消極的な事情として斟酌することは妨げられないかもしれない。

三 名誉感情侵害の判断枠組み及び考慮要素

法的概念としての「名誉」は、「人がその品性、

徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価」⁵⁾である社会的名誉と「人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価」⁶⁾である主観的な名誉とに分類される。後者は、一般に「名誉感情」と呼ばれる（平たくいうと自尊心のことである）⁷⁾。

そして、名誉感情は内心の問題であり、名誉感情が侵害されたかどうかは個人差が生じうるから⁸⁾、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為があると認められる場合」⁹⁾に名誉感情が違法に侵害されたと評価される。その際の具体的な考慮要素及び裁判所の判断の傾向については、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」の整理がまとまっていると思われるため、これを紹介する。

第1に、次のような場合には、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると判断される傾向にある。すなわち、文言それ自体の侮辱性が強い場合や対象者の存在を否定する表現が用いられている場合、同一投稿内で侮辱的文言が重ねて用いられている場合、侮辱的な投稿の数が多き場合、誹謗中傷が重ねられていた中で侮辱的文言を含む投稿が短期間に立て続けに行われた場合、である。第2に、根拠が示されておらず、単なる意見ないし感想の域にとどまっている場合、表現に具体性がない場合や意味が不明確である場合には、社会通念上許される限度を超える侮辱行為とはいえないと判断される傾向にある¹⁰⁾。

以上の判断枠組み及び考慮要素は利用者による投稿の場面を想定したものであると思われるが、高裁判決では、「いいね」の押下行為の場合であってもこうした基準が踏襲されていることが分かる¹¹⁾。

四 「いいね」の押下行為はどのような性質の行為か

地裁判決では「いいね」の押下行為は一種の表現行為であるとされた。比較法的には、「いいね」はツイートへの賛意を伝えるものであり、それゆえ、表現的内容を持つ象徴的メッセージである¹²⁾とするアメリカ連邦控訴裁判所判決がある。もっとも、仮に「いいね」の押下行為を一種の表現行為とみなしたとしても、それはツイートやり

ツイートと比べてどのような特徴を持つ表現行為かについて分析することは残された課題だろう。以下、若干の検討を試みる。

まず、「リツイートによる投稿をも含めて、ツイッターにおける投稿」は、「当該投稿に係る表現内容を容易な操作により瞬時にして不特定多数の閲覧者の閲覧可能な状態に置くことができる¹³⁾。さらにいえば、通常、各利用者はそのような状態に置くことを積極的に志向している。これに対して、「いいね」の押下行為についていえば、どの投稿に「いいね」を押したかは不特定多数の閲覧者が閲覧可能な状態に置かれるけれども、それはあくまでも仕様にすぎず、一般に各利用者がそのような状態に置くことを積極的に志向しているかは若干の疑義がある（もっとも、前述の通り、ブックマーク機能の存在は積極的に志向していないという理解の消極的な評価に繋がらうるかもしれない¹⁴⁾。

要するに、「いいね」の押下行為の実態に鑑みれば、オープンな場所での表現行為の側の極にあるのがツイートやリツイートであり、クローズドな場所での表現行為の側の極にあるのが誰かに聞かれることもない自宅での独り言であるとすれば、「いいね」の押下行為は両極の間に位置する表現行為と考えることも不可能ではないかもしれない。

五 おわりに

あくまでも高裁判決は、「いいね」が多数回押されていた、YはXを繰り返し誹謗中傷していた、Yの発言等には一般人とは比べ物にならない程の影響力があったという事案における判断である。そのため、他人を誹謗中傷するツイートに「いいね」を押すことで広く損害賠償責任が認められるとしているわけではないように思われる点には留意しておく必要がある。

●—注

1) 周知の通り、本最高裁決定の後、Xはユーザーのプライバシー保護を目的として「いいね」欄を非表示にする措置を講じた（「Xが全ユーザーの『いいね』を非表示する機能を導入開始、マスク認める」Yahoo! ニュース 2024年6月12日 (<https://news.yahoo.co.jp/articles/bdf6512b5a3198ba82a4d389de556745fb2ff9f2>、以下URLの

最終閲覧日は2024年9月2日))。本判例解説では、この点については文末注で言及するにとどめ、当時の機能を前提とした分析を行う。なお、本判例解説執筆現在、TikTokではいいね欄を公開にするか非公開にするかを各ユーザーが選択でき、同種の機能が実装されている。

- 2) 評釈に、上机美穂「判批」税務事例55巻10号(2023年)58頁以下、建部雅「判批」現代消費者法63号(2024年)97頁以下がある。
- 3) ツイートに関する事案として、たとえば、東京地判令4・8・9(公刊物未登載、LEX/DB25572650)、大阪地判令5・5・16(公刊物未登載、LEX/DB25572905)、東京地判令5・6・19判タ1518号244頁。リツイートに関する事案として、たとえば、大阪高判令2・6・23判タ1495号127頁、東京高判令4・11・10判タ1521号81頁。
- 4) もっとも、ミクシィ上で名誉を毀損する等の内容に「イイネ!」を押すことで不法行為責任を負うか否かが争われたものとして、東京地判平26・3・20(公刊物未登載、LEX/DB25518951)がある。
- 5) 最判昭45・12・18民集24巻13号2151頁、判時619号53頁、判タ257号139頁。
- 6) 同上。
- 7) 以上の点について、石橋秀起「名誉毀損と名誉感情の侵害」立命363=364号合併号(2015年)1315頁を参照。
- 8) 東京地判平8・12・24判タ955号195頁。
- 9) 最判平22・4・13民集64巻3号758頁、判時2082号59頁、判タ1326号121頁。
- 10) インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 取りまとめ」(2022年)(<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/728/report202205.pdf>)21~23頁。
- 11) 民事法を専門とする研究者からは、名誉感情が他の人格的利益を補充する利益から単独の利益として認識されるようになりつつある現在、社会通念上許される限度を超えるかという判断枠組みは再検討が必要であると評されている(上机・前掲注2)62頁)。
- 12) Knight First Amendment Inst. at Columbia Univ. v. Trump, 928 F.3d 226, 237 (2d Cir. 2019).
- 13) 大阪高判令2・6・23判タ1495号127頁。
- 14) 地裁判決の認定によれば、「あるユーザーが『いいね』を押すと、対象ツイート及び当該ユーザーが『いいね』を押した旨が、当該ユーザーのフォロワーのタイムラインに表示されることがある」。しかし、このような表示がされるかどうかは不確実であるため、各利用者がコントロールできる対象ではない。

* 付記 本判例解説は、電気通信普及財団及びJSPS科研費JP24K22586の助成を受けたものである。